

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 25日

住 所 那覇市泉崎 1-20-1

事業者名 那覇バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 小川 吾吉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

・当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末時点のノンステップバス導入率は62%となっている（適用除外車両を除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、毎年一定数、置き換え可能な乗合バスをノンステップバスに置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

・バス乗務員によって車いす利用者に対する対応が異なるなどのご意見を頂くため、2020年度までに車いす利用者のマニュアルの作成・研修を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス ワンステップバス	・ノンステップバスを5台導入する（2019年度） ・ワンステップバスを7台導入する（2019年度）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-----	------------------------------

ノンステップバスの利用方法の掲載	・ノンステップバスを利用したことがない乗客の為に、乗降方法をウェブサイトに掲載する(2020年度)
------------------	---

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者に対する情報提供の拡充	・ノンステップバスに対応している系統についてはバス停の時刻表に車椅子のマーク(ピクトグラム)を表示させる

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・車いす利用者のマニュアルの作成と定期的な研修を行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複

数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

- 2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。